

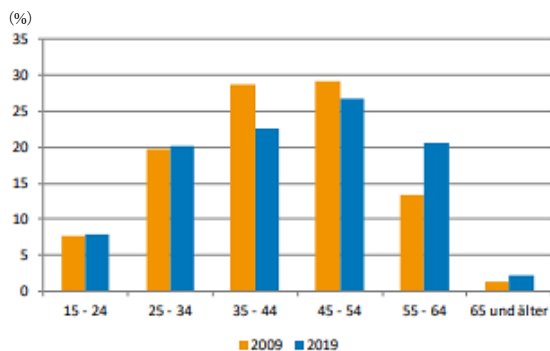
ドイツ建設業における労働協約と最低賃金制度

社会基盤調査部 研究員 菊池 翔太郎

1. 業務目的

我が国の建設産業は労働不足が深刻化する中、技能労働者の人材不足が著しくなっており、技能労働者の確保と労働条件の向上が課題となっている。ドイツは日本と同様に少子高齢化により労働力不足が深刻化する中(図-1)、一般的拘束宣言による最低賃金協約の適用拡大や公共調達における州の協約遵守宣言の義務化により労働者の労働条件、賃金水準を確保している。

本稿では、ドイツ建設業における労働協約および最低賃金制度について整理した。



出典：SOKA-BAU Ausbildungs- und Fachkräftereport der Bauwirtschaft (2019)

図-1 建設業従事者の年齢構成比

2. 調査結果

(1) 建設分野の労働協約

建設分野の労働協約は、旧西ドイツ地域、旧東ドイツ地域とベルリン地域等だけに適用されるものも含めて全て、労働者組合側は建設・農業・環境産業労組(IGBAU)、雇用者団体側はドイツ建設業中央同盟(ZDB)およびドイツ建設工業中央連盟(HDB)で締結されるⁱⁱ。雇用者団体は統一交渉を行う。建設分野で一般的拘束力宣言をされている労働協約数は他業種と比較しても圧倒的に建設業の一般的拘束力宣言が多い。

主要な建設業の労働協約は表-1の通りである。

表-1 建設業における主要な労働協約

建設業における連邦枠組労働協約 (BRTV)
建設業における職業訓練に関する労働協定 (BBTV)
建設業における最低賃金の規制に関する労働協約 (TV Mindestlohn)
建設業における追加年金制度に関する労働協定 (TZA Bau)
建設業における社会金庫手続に関する労働協約 (VTV)

(2) 労働協約の法的な位置づけと遵守の仕組み

ドイツにおける労働協約は労働協約法(Tarifvertragsgesetz:TVG)に則り、一般的拘束宣言を行うことで非組合員への適用範囲の拡大が可能である(表-2)。また、一般的拘束力宣言がされた労働協約の内、労働者送り出し法(Arbeitnehmer-Entsendegesetz:AEntG)より定められた建設業を含む分野については、労働協約が国外の雇用者とその従業員に適用される(表-3)。

表-2 TVG 第5条 一般的拘束力

(1) 連邦労働社会省は、雇用主と被用者の中央組織の代表それぞれ3人から成る委員会(賃金協定委員会)の同意を得て、労働協約当事者の共同申請で、一般的拘束力の表明が公益で求められると思われる場合は、労働協約を一般的拘束力があると表明できる。

表-3 AEntG 第3条 労働協約の労働条件

連邦レベルの労働協約の法規範は、第4条ないし第6条の要件の下で、
1. 当該労働協約に一般的拘束力が宣言され、または
2. 第7条に基づく法規命令が存在する場合には、外国に所在する使用者とかかる使用者によって当該労働協約の空間的適用範囲において雇用される労働者との間の労働関係にも強行的に適用される。

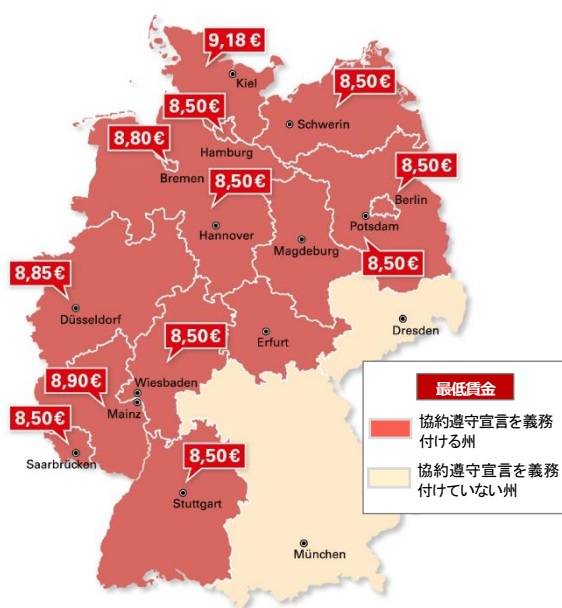
(3) 他業種の最低賃金との比較

一般的拘束力宣言された労働協約により定められた最低賃金の各業種の金額を表-4に示す。建設作業員の最低賃金は他比較して高い。

表-4 業種ごとの最低賃金

業種	最低賃金 (2021年4月時点)
建設作業員	12.85€
屋根工	12.60€
電気技術者	12.40€
足場工	12.20€
派遣労働	10.45€
法定最低賃金	9.50€

出典：WSI-Tarifarchiv Stand 1. März 2021



Stand: Januar 2015; Quelle: WSI-Tarifarchiv 2015 | © Hans-Böckler-Stiftung 2015

出典：WSI Tarifarchiv 2015

図-2 各州の協約遵守宣言と最低賃金

(4) 各州の労働協約遵守と最低賃金制度の動向

ドイツ建設業の無申告・不法労働の割合は建設業界の売上高の最大 27%とも言われておりⁱⁱⁱ、低価格入札の原因となり、業界の適正利益の損失となっている。

公共調達の場合に協約遵守宣言（事業者や下請け業者が労働者に協約賃金を支払う意思表示）をした事業者のみを契約の対象とする規定を導入する州が増え、2015年時点で全 16 州のうちバイエルン州とザクセン州を除く 14 州が公共調達において導入している。また最低賃金制度は全 16 州のうちバイエルン州、ザク

セン州、ザクセン＝アンハルト州、テューリンゲン州を除く 12 州が導入した（図-2）。建設業においては、最低賃金協約が州の最低賃金より高いため、最低賃金協約が優先される。

(5) 事前資格審査と下請け業者への義務付け

ドイツは、建設企業事前資格認定協会を設置し、事前審査登録の管理を行うとともに協会が認定する 6 つの組織が事前審査を実施している。事前資格を取得した企業は管理簿に記録され、この管理簿は協会ホームページ上で誰でも閲覧できる。入札参加者は VOB/A に規定された書類を提出することで資格を証明することも出来るが、州によっては事前資格取得を義務づけている州や事前資格の優遇する州がある。また、下請け業者についても事前資格取得が義務付けられており、下請業者を委託する場合は、発注者に下請業者の名称と事前審査登録のコードを通知する。

3. おわりに

ドイツ建設業界は、多くの小規模事業者が存在し、建設産業が他産業と比較して雇用や条件が不安定であることから、一般的拘束宣言による労働協約の適用を積極的に活用してきた。また外国企業に対しては、ダンプ防止を目的に、労働者送付法により労働協約を強制的に適用した。

労働協約は、労働者の労働条件を確保するだけでなく、健全で公正な競争入札を実施するために重要である。一方、欧米の労働協約は、我が国の制度とは大きく異なるため、直接的な活用は難しいが、労働協約の役割と機能を検討するための資料として、今後更なる実態把握を通じて、参考となる点を抽出することが必要である。

i. 上記は、令和 2 年度に実施した「建設業における技能労働者の労働条件・職業訓練制度等に関する国際比較調査業務」（発注機関：国土交通省国土技術政策総合研究所）の結果に基づいてとりまとめたものである。
ii. 建設産業の労働条件と労働協約：ドイツ・フランス・イギリスの研究 旬報社/2003.7 和田肇、川口美貴、古川陽二 著 P.27,38
iii. ZDB BAUSTEIN Ausgabe 42/August/2018
<<https://www.zdb.de/themen/technikpolitik/schwarzarbeitsbekämpfung>>